

4月1日 会計年度任用職員制度実施 ⇒ 次の改善運動へ

広げよう

あなたの職場にも

県・市町村の自治労連が様々な改善を実現中!

県や各市町村で「非常勤」「臨時」「嘱託」など、様々な呼び方で任用(雇用)されてきた非正規職員が「会計年度任用職員」(以下「年度職員」)という名前・制度に4月1日から統一されました。

実は、私たちは2017年5月の法律改定の前から政府に要望し、国会でも埼玉の非正規代表が参考人意見陳述を行うなど、様々な運動にとりくんできました。

その結果、様々な改善が実現しています。一方で、思うような改善が進まなかった職場もあります。

でも、大丈夫! 私たちは、これまでを「第1ラウンド」とすれば4月からの「第2ラウンド」として、県・各市町村の先進事例を調べ、埼玉全体を良くする運動にとりくんでいきます。

そのために、『なんでも電話相談』を行います。みなさんの相談、不安・不満、ご意見をお寄せください。

私たちは、保育・給食・清掃・学校校務・学童保育・事務補助など、現場の職員が中心なので、法律のことなど分からないことは正規職員の組合役員が応援してくれ、相談にのってくれます。一緒に声を出すことが大切です! 運動しなければ改善も進みません。



非正規公共協は
何でも
電話相談で応援

4月12日(日) 13時~16時

☎ 048 866 0662

頑張った例がこんなに

1. 任用(雇用)制度では

①年度職員制度実施を機会に正規職員化。②7時間30分の勤務時間を見直して7時間45分の年度職員フルとして任用。③非正規職員の7割以上をフルで任用。④職員が不足した場合のみ公募とし、在職職員は原則再度の任用を行うことを約束。⑤公募手続きは行っても在職職員の働く権利を優先する方式で任用。多くの自治体で「働く権利は守る」と約束。

2. 給与の水準・昇給制度では

①4月からの給料はこれまで在職した経験年数も加算して決定。②学歴・資格を考慮。③時給(地域手当相当除く)の最低を埼玉の最低賃金を下回らないように正規職員給料表の1級6号(151,700円;時給換算932円、地域手当6%相当プラスして988円)以上に。④昇給は原則年4号給で、昇給上限ナシに……他、様々な改善が!

3. 休暇制度では

①休暇の数は大きく増えた。②病気休暇を年度職員フルは90日で20日間は有給。パートも90日(無給)に。③公務傷病・私傷病ともに3日までは有給にして傷病手当の支給につなげた。④子の看護休暇を4日間は有給に。⑤結婚休暇を有給で7日に、⑥夏季休暇も早々と7日に。

4. 社会保険・税制扶養問題、労働安全、人事評価などでも、様々なとりくみが

自治労連

ひせいき
こうきょう

2020年 4月 1日発行

NO. 10

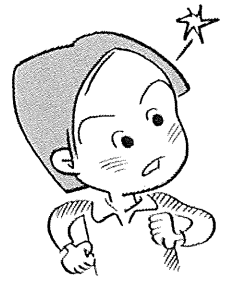
自治労連埼玉県本部
非正規雇用公務公共関係
労働組合協議会
電話048-866-0661

◇解説 「ひせいき」(=非正規)とは、役所が直接の雇主となる、会計年度任用職員、任期付職員、ひき続き臨時職員の人。「こうきょう」(=公共)とは、民間委託・指定管理・派遣・PFIなど、企業等が直接の雇主だけど、公共関係の業務なので役所が実質的な権限を持つ職場で働く人

新型コロナでも ⇒ 雇用と暮らしは守られないと ダメ!

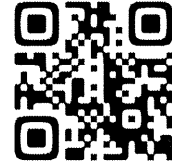
県・市町村で働く委託・指定管理等労働者の

庁舎・施設管理・清掃・警備・窓口事務・学校保育の給食・学校校務員・保育や学童保育、他



何でも 電話相談

コロナから雇用・暮らしを守る110番



QRコードこちら

● 4月12日(日) 午後1時~4時 電話 048-866-0662

1. 施設が閉鎖でも賃金は100%補償が大原則

民法536条2項では、労働者(債務者)が労働を提供したいのに使用者(債権者)が働ける体制をつくらなかった場合は、使用者に賃金を100%支払う義務があることを定めています。労働者に働く意思があるのに政府の要請を受けた自治体 ⇒ 委託・指定管理事業者の判断で仕事ができないのなら該当させるべきです。

2. 労働基準法でも最低60%の休業手当を支給

上記の民法の定めが適用できないような天災などの場合も労働基準法26条に生活権保障のために、賃金の60%の支払いが義務づけられています。だから、政府も8330円を上限に賃金補償のための補助することを定め、すでに詳細な手続きも示されています。

3. 感染防止の特別の休暇制度も政府が要請

労働者本人の感染でなくても、熱がある場合、家族に熱が出た人がいる場合も大事をとって休むべきです。でも、欠勤にされたり、年次有給休暇では今後の休みが無くなってしまう心配も。

そこで、感染防止や小学校等の休業、自治体の施設利用抑制で休まなければならなかった場合に、「雇われて働く人」も「委託を受けて個人で働く人も」賃金の支援や休暇取得の支援があります。

3月上旬に 県・市役所に委託・指定管理・派遣 守れの要求書提出

新型コロナ感染防止のため、学校・公共施設の休業で、委託・指定管理労働者の雇用・暮らしは不安に。

そこで、3月上旬に県や市役所に、公共業務で働く労働者の賃金補償と休暇制度の保障を、実質的な使用者である県や市役所に求める要求書を出しました。そして、委託料等も支払い、雇用・賃金補償と、企業の経営も守るよう、積極的な役割発揮と企業の労働実態の調査・監視も求めました。

●清掃職場で日頃できない仕事で出勤継続

施設が休館でも清掃や管理の労働者は日頃できない環境整備のために出勤を継続して雇用・賃金補償が行われています。

●自宅待機で賃金60%補償 + 出勤日を保障

お客さんを入れない施設もあります。そこで出勤予定日は自宅待機で60%の賃金補償を行い、他に別の業務で出勤日も設け、その日は100%の賃金補償。または、その日を年次有給休暇にすることも可能にして、当然、賃金は全額支給する例もあります。

●いずれも労働組合との話し合いで実施

県や市町村で働く人は、正規・非正規も、委託・指定管理・派遣も同じ公共の業務の従事者です。一緒に暮らしを守り、良い仕事を安心して行えるように運動していきましょう。